

議案第25号

天理市保育の実施に関する条例の全部改正について
天理市保育の実施に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市立保育所の保育料に関する条例

天理市保育の実施に関する条例（昭和62年3月天理市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、天理市立保育所（以下「市立保育所」という。）における利用者負担額（以下「保育料」という。）その他利用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料）

第2条 市長は、市立保育所において保育を受けた子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。）（以下「保護者等」という。）から法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定による政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額（本市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）の保育料を徴収する。

（延長保育料）

第3条 市長は、市立保育所において通常保育時間外の保育（以下「延長保育」という。）を受けた子どもの保護者等から子ども1人につき日額300円を超えない範囲内において規則で定める額の延長保育料を徴収する。

（保育料等の納期）

第4条 保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）は、月を単位として徴収するものとし、保護者等は、当該月分の保育料等を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(保育料等の還付)

第5条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保育料等の減免)

第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、保育料等を減額又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の天理市保育の実施に関する条例の規定により納付すべき保育料を滞納し、この条例の施行の日以後に当該滞納者が納付すべき保育料については、なお従前の例による。